

広島県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和六年二月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道船木上福田線	安芸高田市高宮町船木字押谷一六一番地先から 安芸高田市高宮町船木字上福田一八二五番一地先ま で	令和六年二月一三日